

学生及び教職員、関係者各位

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の5類感染症への移行後の
本学における対応方針について（周知）

佐久大学
学長・危機対策本部長 堀内ふき

このたび、令和5年5月8日をもって、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は感染症法上の5類感染症に移行されることとなり、それに伴い、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）も改正されることになりました。

これまで約3年間にわたり、教育研究活動の継続と感染対策の徹底の両立を図るための様々な工夫等を講じてきましたが、今後は季節性インフルエンザ等と同様の対応になります。

本年5月8日以降の本学におけるCOVID-19に関する対応方針については、以下のとおりとなりますので、学生及び教職員、関係者の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、その時々々の感染状況に応じた対策を適切に実施していただきますようお願いいたします。

記

【令和5年5月8日以降の本学におけるCOVID-19に関する対応方針】

1. 「COVID-19 Pandemicにおける佐久学園の行動指針（BCP：事業継続計画）」については、引き続き、運用を停止する。教育研究活動の実施にあたっては、マスクの着用は個人の判断を基本とするが、基本的な感染対策（こまめな換気、手洗い・手指消毒、人と人との距離の確保）は継続する。但し、状況によっては、大学からマスクの着用を求めることがある。
2. COVID-19の感染が確認された学生及び教職員の出席・出勤停止の期間については、学校保健安全法施行規則に基づき、「発症後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで」とする。なお、COVID-19を疑う症状（発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状）がある場合は、登学・出勤は控え、自宅等での療養に努める。また、医療機関を受診し、陽性と診断された場合は、速やかに保健室へ電話連絡すること。
3. 同居の家族等がCOVID-19に感染した場合、濃厚接触者として特定されることはないため、出席・出勤停止の対象とはしない。従って、保健室への連絡は不要とする。
4. 学内施設利用については、以下のとおりとする。
 - 1) 学生及び教職員
通常どおりとする。施設利用にあたっては、大学からの指示に従うこと。
 - 2) 学外者
学外者の施設利用については、感染拡大防止の観点から、本学関係者が関与するものを除き、引き続き、不可（5月末までを予定）とする。但し、図書館については、5月8日以降、事前予約制による利用を可とするが、詳細は本学図書館ホームページで周知する。

※学生及び教職員の皆さんにおいては、以下の関連通知を参照し、対応してください。

〈学生向け〉

- ・新型コロナウイルス感染予防対策について（2023.5.8～適用）

〈教職員向け〉

- ・新型コロナウイルス感染症の予防と対応について（教職員版） 2023.5.8～適用